

労災病院事業の損益について

1 当機構の勘定区分

当機構の勘定区分は、法律上は1勘定となっておりますが、「独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」第9条及び附則第4条の規定に基づき、「病院勘定」、「本部等勘定」及び「債権管理勘定」に区分して経理しております。

なお、各勘定の概要は次のとおりです。

- (1) 「病院勘定」は、自己収入を基本として行っています労災病院事業の経理に係る勘定です。
- (2) 「本部等勘定」は、運営費交付金を財源として行っています産業保健活動事業、勤労者予防医療センター事業などの事業の経理に係る勘定です。
- (3) 「債権管理勘定」は、労働安全衛生融資貸付金の債権管理、回収及び財政融資資金借入金の償還の経理に係る勘定です。

2 労災病院事業の損益結果

労災病院事業においては、平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成20年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取組を行いました。

特に、平成20年度は、年度当初から各病院長との個別協議を重ね、より効率的な医療の提供を呼びかけるとともに、機器整備等の投資的経費についても計画的な抑制を図るなど、収支相償に向けた取組を強化しました。

その結果、各病院の収支面においては平成19年度に比べ大幅な改善を見ました。

しかしながら、損益においては、平成19年度に発生したサブプライムローン等の影響による厚生年金基金資産の運用利回りの悪化に伴う年金資産の減少相当額を、会計基準に則り退職給付費用として計上（合計170億円のうち平成20年度計上分が24億円）したことに加えて、平成20年度においても金融危機の影響により厚生年金基金資産の運用利回りの悪化が加速したことから更に12億円を計上し、合計36億円の退職給付費用を年金資産減少分に見合う費用として計上しております。

このため、平成20年度の当期損益は、平成19年度の△47億円に比べて△43億円と、4億円の改善に止まらざるを得なかったところです。

《参考1》

労災病院の損益の推移

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
当期損益	△128億円	△73億円	△42億円	△47億円	△43億円
経常損益	△111億円	△67億円	△45億円	△35億円	△41億円

《参考2》

当機構の「年金資産」につきましては、「厚生年金基金※」を通じて、国債、株式等で資金運用を行っているところですが、平成19年度に発生したサブプライムローン破綻による影響等で、厚生年金基金の資金運用に係る運用実績率が△10.9%と大幅に悪化したこと等により、独立行政法人会計基準に基づく退職給付計算において、予測値と実際値との間に約170億円の乖離が生じました。

これを平成20年度以降平成26年度までの7年間（平均残存勤務期間）に亘り償却するため、その初年度である平成20年度損益において「退職給付費用」が24億円増加することとなりました。

また、平成20年度の年金資産の期待運用収益率は、世界的な金融・経済危機を背景に、金融市場の混乱に伴う株価下落等の影響を受け、前年度以上に悪化することが見込まれたことから、前年度より1.5%引き下げた2.5%（過去の運用実績率を加味）としたことにより、平成20年度損益において「退職給付費用」が12億円増加することとなりました。

その結果、平成20年度の影響としては、合計36億円の費用増となりました。

退職給付費用の前年度との比較

①前事業年度退職給付費用	11,787 百万円
②当事業年度退職給付費用	15,359 百万円
退職給付費用増加額（②-①）	3,572 百万円

※ 国の厚生年金が支給する老齢厚生年金の一部を代行し、かつ、それにプラスアルファを上乗せして「退職年金」として支給することを目的とした制度です。

当機構が加入している「労働関係法人厚生年金基金」は、昭和53年2月に設立され、平成20年度末時点で、27団体が加入し、加入員数25,359人、年金受給者数19,715人となっています。

[平成20年度損益計算書へのリンク](#)